

※ 総第 029798 号
※ 昭和 59 年 4 月 17 日 17:15 分 受 付

暗 略

取扱注意
YYYYY

(回覧番号) 電 信 案

電信課長
④

大 臣 秘書官
政 務 次 官
事 務 次 官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管 アジア局長
審 議 官
参 事 官
北東アジア課長
官 席 事 務 官

※ 発電係
起案 昭和 59 年 4 月 17 日
起案者 電話番号
中垣 2416

(※印欄内は電信課記入)

協議先

在 韓 国 大使 総領事 外務大臣 発

件 名 韓国出身旧軍属戦没者の遺骨返還

主管・文書記号 ※ 大至急 至急 (優先処理)
ア北 第 599 号 Q35GB 普通

貴電第 1124 号 に関し、

転 電 大 使 総領事 第 号
転 送 在 大至急 至急 (優先処理) 普通
転 報 外務省

(昭和五二・七・六 改正)

GB-1

1. 本件遺骨引渡しは、以下の要領で行いたい
と考へて いる の で 韓国側と打合せありたく
結果 回電 ありたい。

(1) 日本側派遣職員(厚生省 森山課長、
ミヤケ 加がキ、了北/
三宅係長、中垣外務事務官)は、24日
(弱)
ソウル着 KE 703 にて渡韓。

(2) 遺骨は前回同様、金浦空港内の
韓国政府に引渡可。

関係者のみか接触することとし、日
本側と先方の遺族が直接接触す
ることかたいようにしたいので韓国側

YYYYYY

1. 本件引渡しのため、以下の点につき配慮
ありたい。
(訪韓職員に対し)
(1) 遺骨引渡し時における然るべき館
員による立会い。
(2) 24日夕貴使表敬
(3) 保健社会部表敬時の 館員の同行
(4) 空港発着時の送迎
(5) 韓国滞在中の宿舎の留保(24日、25日
シングル3部屋、26日27日シングル1部屋)
(応答要領次の通り。なお、厚生省は、20日
本件の交渉を公表する予定の由。
厚生省より行われるに、当方が作成
した 交渉外要領 次の通り。

致したい。
2. 本件引渡しのため、以下の点につき配慮
ありたい。
(訪韓職員に対し)
(1) 遺骨引渡し時における然るべき館
員による立会い。
(2) 24日夕貴使表敬
(3) 保健社会部表敬時の 館員の同行
(4) 空港発着時の送迎
(5) 韓国滞在中の宿舎の留保(24日、25日
シングル3部屋、26日27日シングル1部屋)
(応答要領次の通り。なお、厚生省は、20日
本件の交渉を公表する予定の由。
厚生省より行われるに、当方が作成
した 交渉外要領 次の通り。